

第 33 回 公金の支出及び職員 of 懲戒規程等に関する調査特別委員会

開催日時	令和 8 年 2 月 27 (金) 午後 1 時 30 分
出席議員	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治 委員 河野 政之
事務局職員	議会事務局長 山田 恭恵 稲員 美佳

(午後1時30分開会)

○古賀世章委員長 皆さん、こんにちは。時間もやや過ぎたみたいですが、ただいまから公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会を開会いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日は、町長の証人喚問につきましてを議題といたします。

本日は、町長の証人出頭日として本委員会を開催しております。

しかしながら、2月6日に続きまして、本日も出頭されない旨の通知が届いております。

本委員会は、2月6日の不出頭に対し、直ちに告発という措置を取るとはいたしませんでした。改めて、具体的事項を明示した文書を発出し、町長に対し、出頭の機会を確保することを優先いたしました。それにもかかわらず、本日も出頭がなされない。

百条委員会は、公金の支出に関する疑義を明らかにし、最終的に、調査報告書として町民に示す責任を負っております。これまで、職員をはじめ、多くの関係者が証人喚問に誠実に応じてこられました中で、最終段階におきまして、首長が説明責任を果たさないという状態が続くことは極めて残念であり、町政の透明性という観点から、重く受け止めざるを得ません。

本委員会が求めているのは、事実の確認でございます。一昨日の全員協議会におきましても、委員外議員から、「なぜ出頭拒否を告発しないのか」という問いがございました。本委員会は、法的整理を慎重に行うべきであると考え、本日ここまで議論を重ねてまいりました次第でございます。

しかしながら、2月の6日、そして、本日、2月の27日と、同一趣旨の理由により出頭がなされないという事実は、極めて重いものだと思っております。

本日は、令和8年2月6日の証人不出頭が、地方自治法第100条第3項に言う正当な理由に該当するか否かを法の枠組みに沿って整理し、その結果として、告発という対応を取るべき段階に至っているのかどうかを委員会として協議したいというふうに考えております。

本日の不出頭につきましては、同一理由で出頭が回避されているかという継続経過といたしまして、補足をしたいと思います。

それでは、続きまして、証人の不出頭について、副委員長によりまして法的な整理をしていただきましたので、御説明をお願いいたします。はい、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 それでは、説明いたしますので、資料のほうを委員のほうに配付をお願いいたします。

○古賀世章委員長 お願いします。

(資料配付)

○白根美穂副委員長 町長から、出頭拒否の理由について、「百条委員会の調査対象が個別具体的

かつ限定的に特定された事務でなければならないと解することにより、法的に疑義がある。それによって、証人出頭の請求に応じかねます」という返答をいただいております。

まず、地方自治法第100条の位置づけです。

地方自治法第100条第3項「第1項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、6箇月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。」、第9項、抜粋でございます。「議会は、選挙人その他の関係人が、第3項又は第7項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。」、地方自治法100条に基づく証人出頭は、議会の調査権に直結しております。同条第3項は、正当な理由なく出頭せず、または証言を拒んだ者は、処罰の対象となる旨を規定しております。また、同条第9項は、議会は、第3項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない旨を定めております。

したがって、本委員会は、感情的判断ではなく、正当な理由が存在するかどうかを法の枠組みに基づき整理しなければなりません。

まず、正当な理由とは何か。

正当な理由とは、一般に次のような例外的、限定的な事情に限られます。物理的に出頭できない事情、例えば、急病、入院、感染症等、また、災害、交通遮断等、また、代替日設定でも回避できない客観的支障、次に、証言自体が法で守られる拒否事由に当たる事情です。事故、または近親者が刑事訴追、有罪のおそれがある場合、次に、守秘義務、秘匿性の高い情報で法令上の保護が明確な場合、この場合でも、通常は出頭そのものではなく、特定質問への回答拒否で整理されます。

次に、手続が客観的に無効で出頭義務がそもそも発生しない事情、出頭請求手続が存在しない、到達していない、また、期日場所等が欠けている等でございます。

2月6日の証人出頭請求書の内容でございますが、令和8年1月15日付、7大刀議第652号、証人出頭請求書には、次のように明記いたしました。

1、調査事件の特定、公金の支出に関する事務の調査と掲載しています。

2、証言を求める具体事項として、1、大刀洗マルシェかてて（旧名称さくら市場）の運営について、2、同事業に関する公金の支出について、3、町職員による宿泊証明書の偽造についてと、個別具体的に列挙しております。

期日場所につきましても、日時、令和8年2月6日午後1時30分、場所、大刀洗町役場協議会室と明確に指定しております。

法的根拠です。

地方自治法第100条第1項の規定により、出頭を求めること、正当な理由なく出頭しない場合は、

同条第3項により処罰され得ることが明示されています。

町長の不出頭理由はどの類型か。

2月6日の不出頭理由の中心は、質問事項、調査事項が具体的でない、包括的だ、100条の趣旨から逸脱しているという法解釈、評価です。

しかし、請求書を客観的に見れば、対象事業は、かててに限定、対象事項は、運営、公金支出、宿泊証明書偽造に限定、日時、場所は明示、法的根拠も明示されています。

これは、先ほど説明いたしましたどれにも当たりません。急病等の物理的事情でもありませんし、法が保護する回答拒否事由でもありません。手続が客観的に無効で、出頭義務がないとも言えません。手続は、形式的にも実質的にも成立しております。

包括だからという主張は正当理由になるのかということですが、仮に質問が広い、抽象的だと感じたとしても、通常の整理は次のとおりになります。

まず出頭をする、必要があればその場で質問の特定を求める、範囲を確認する、次に必要があれば特定質問への回答拒否で整理する、これが手続として最も妥当で、議会の調査権と証人の権利を両立させる方法でございます。出頭しないことは最終手段であり、正当な理由がない限り許されることではないかと思えます。

2月6日時点でも、質問テーマは具体的に行いました。2月6日に求めていたのは、先ほど申しましたとおり、少なくとも、かててと宿泊費、宿泊証明書等という具体的な事案でございます。公金支出全般を網羅するために来てくださいという形ではなく、特定事案に関する説明責任を求めたものでした。仮に、町長が、質問が抽象的と思った場合でも、どの年度、どの支出を指しているのか確認しながら答える、その点は記憶がない、資料を確認して後日提出すると整理をする、また、この質問は一般論なので具体化してほしいなどと求める、出頭場で解決できる代替手段があったかと思えます。代替手段がある以上、出頭しないという選択が正当化される余地は狭いと考えられます。

次に、再尋問の合理性です。

前回の証言は、令和7年8月5日です。その後、職員の懲戒処分、重大な税処理問題の発覚など、新たな事実が発生しています。再度の尋問は、合理性を有しています。

本日、27日の位置づけでございますが、本日も不出頭です。これは、2月6日と同一趣旨の理由により、出頭が回避されていることを示す経緯であり、2月6日についての判断を補強する事実でございます。

最後に、結論です。

以上により、物理的不能ではない、法的保護事由ではない、手続無効ではない、法解釈上の異論に過ぎない、出頭して整理できる代替手段があったと判断する場合は、2月6日の不出頭を正当

な理由と認めることはできないかと思われま

このように判断する場合は、地方自治法第100条第9項の趣旨に従い、委員会として断罪するのではなく、最終的な法的評価を司法に委ねるべき段階に至ったものと整理することになります。

以上です。

○古賀世章委員長 はい、ありがとうございました。

ただいまの副委員長の御説明を踏まえまして、委員各位の皆様から御意見などをお願いしたいと思いますが、いかがですか。どなたか御意見等があればお願いをいたします。はい、白根副委員長。

○白根美穂副委員長 かつてが新しい協議会仕立てになった分の書類の提出を求めていたところ、それも提出できないという御回答でもらえなくて、昔のかててと新しい協議会がどう変わったのかというところをこちらとしては見たかったんですけど、町側としては、新しい協議会は調査対象ではないという旨で返事が来たかと思

我々は、新しい協議会を調査するのではなくて、以前のかててと今の状態がどのように変わったのかというのを比較対象したかったわけであり

でも、その書類が提出されないことによって検証ができないので、そこを詳しく町長に、町長の以前の証言では、不備な点が多かったということですので、どの点が不備だったのかをまた具体的にお話ししていただきたかったというのがありますので、やはり今回、町長の口から、書類も提出されておりませんので、そのところを詳しく伺いたかったなと思っております。

○古賀世章委員長 はい、ありがとうございました。

そのほかどなたか御意見等があればお願いいたします。いかがですか。はい、平山委員。

○平山賢治委員 今、説明のあったとおりの整理が必要だろうと思

その中で、その不出頭の回答書を我々、百条で審議した際に、調査事項、質問事項が具体的なというような回答がございましたので、もちろん、その2月6日の不出頭の時点で、その正当な理由のない不出頭拒否であるという整理をすることも可能であったんですけども、百条としては、ここをあえて、そういうことであれば、さらに詳細な尋問事項を整理して、再度出頭願おうということで、今回、また改めて日程を調整したわけでございます。にもかかわらず、この再度の詳細な①から⑥までですね。詳細な質問事項を再度こちらのほうから送付したにもかかわらず、同様の理由で出頭もしていただけないということは非常に残念なことだろうと思

以上です。

○古賀世章委員長 はい、ありがとうございました。

そのほかどなたか御意見があればお願いをいたします。はい、河野委員。

○河野政之委員 このように、やっぱり出頭をお願いして2回しないということですけど、こちらでも詳しくこういうことでお聞きしたいということを出しているにもかかわらず、なぜ出頭しないのかと。私たちが3月をもちまして、この百条委員会も、何ですか、幕引きをしたいという気持ちは、私、大いにあるんですけど、こういう状態では幕引きもできないと。この前の議会の中、議運の中でも言うてありましたように、ある議員が言うていましたように、もう告訴しなさいと、刑事告訴、そこまでやっぱりみんな、もう気持ちはですね。怒っているじゃないですけど、ちょっとこれが今、滞っているんですけど、措置、私たち、百条委員会をちょっと町長も軽く思っているんじゃないかなと、何かそういう感じがするんですけど。できれば刑事告発でも、やっぱりやらないといけないのかなという感じも私はいたします。

以上です。

○古賀世章委員長 はい、ありがとうございました。

そのほかどなたか御意見があればお願いをいたします。はい、平山委員。

○平山賢治委員 もう一つ、町長の2度にわたる出頭拒否の回答書の中で看過できないと思うのは、「出頭を辞退する」という言葉があるんですよね。

これは、我々が出頭を求めているのは、地方自治法100条に基づく。調査権に基づいて出頭を求めております。先ほど副委員長からも説明があったとおり、これは、出頭は義務であって、正当な理由のない出頭の拒否というものは、その告発事案になるんだという非常に法的な義務の割合が強いものでございますが、にもかかわらず、町長は、2度にわたって、あえて「出頭を辞退する」という言葉を使う、このこと一つを取っても、この中山氏の不誠実さというものが文面から、やっぱりそう判断せざるを得ないんじゃないかと思えます。あくまで辞退というのは、その人物に当てられた権利を放棄するのが辞退であって、今回は、この法に基づく義務であります。義務を果たさないことをもって、その辞退という言葉をあえて使う、やはりこの方を、やっぱりちょっと疑わざるを得ないと思えます。そこはちょっと申し上げておきたいなと思えます。

以上です。

○古賀世章委員長 はい、ありがとうございました。

そのほかどなたか御意見があればお願いをいたしますが。議長、何かありますか。

○高橋直也議長 本来であれば、百条委員会には、かてて事業のこれまでの問題点を深く掘り下げて検証し、是正の過程を記録により確認し、必要な説明を町長に求めた上で、十分な根拠に基づく調査報告書を完成させることを私は強く望んでおりました。しかし、ここに来て、百条委員会としての最終報告書がまとまらないう。その原因は何かということを引きちんとこの百条委員会の

中で議論していただき、これまでたくさん証人尋問に協力されてこられた職員をはじめ、書類も提出していただいて、ここ1年過ぎて、膨大な時間と労力を使って調査しておりますけども、最終的な報告書がまとまらない。白根副委員長からも言われたように、これまでのかててと新しく問題点を改善した協議会仕立てにしたかててを見比べて何が問題だったのかとか、それに対して今後再発防止に向けた取組をしていただきたいとか、そういった事実確認をここに来てできない理由が、町長が出頭しない、またさらに、協議会仕立てになったかてての書類提出も拒否されていると。百条委員会として次の手を考えて前に進まないことには、私たち議会が付託したこの百条委員会も、住民に対するきちんとした説明が中途半端で終わる可能性がありますので、これから先はきちんと法的手段に出るのか、2回町長に出頭要請をかけて拒否されていますので、その辺は委員長、この百条委員会の皆さんに前に進めるような形で、急いで進んでいただきたいと、そのように思っております。

以上です。

○古賀世章委員長 はい、ありがとうございました。

そのほかどなたかありますか。よろしいですか。

(なし)

○古賀世章委員長 はい。

皆様方からの貴重な御意見でございましたけど、これを踏まえましてまとめを行って、今後の対応を決めていきたいというふうに判断しております。

今後、法的助言者の方にも御相談等を申し上げまして、できれば3月初旬、私は、議会が始まる前の3月2日の午前中ぐらいに再度町長の不出頭に対する対応についての協議を行って、ここで方向性、結論を出したいというふうに考えておりますが、皆様方の御意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。異議なしということで、それでは、次回は3月2日午前10時半から町長の不出頭に対する対応についての協議、これを行いたいと思います。ありがとうございました。

本日は以上で調査特別委員会を閉会させていただきます。どうもお疲れでございました。ありがとうございました。

(午後1時55分散会)